

令和5年第3回（9月）大磯町議会定例会

議案第37号説明資料

令和5年8月30日

大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1～3

新旧対照表 4～7

消防総務課

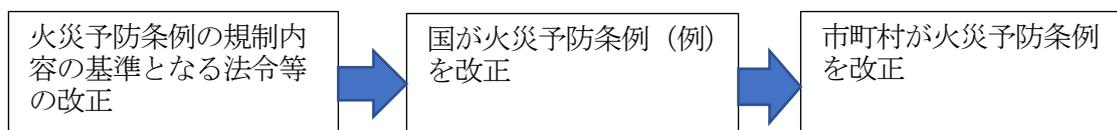
大磯町火災予防条例の一部を改正する条例

1 改正概要

「消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第8号）」が令和5年2月21日に公布され、また、市町村の執務の参考となるよう国が示した、「火災予防条例（例）」も一部改正されたことにより、「大磯町火災予防条例」の以下の規定について一部改正を行うものです。

- (1) 急速充電設備に関する規定について
- (2) 喫煙等に関する標識及び図記号の規定について

【 火災予防条例改正のイメージ 】



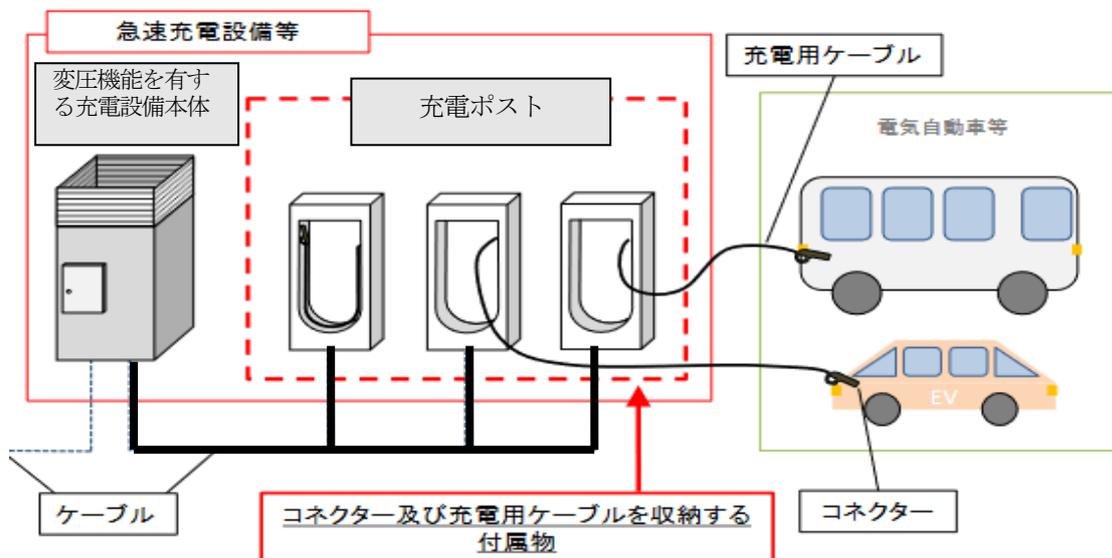
2 改正内容

- (1) 急速充電設備に関する規定について

ア 急速充電設備の定義について

急速充電設備の充電対象を「電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）」とし、200Kw以下とされていた全出力の上限を撤廃する。また、急速充電設備は、コネクターを用いて充電するものであることを明記するとともに、変圧する機能を有する設備本体と、変圧する機能を有しないでコネクター及び充電用ケーブルを収納する付属物（充電ポスト）で構成される、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポスト部分も急速充電設備に含むこととする。

【 分離型の急速充電設備 イメージ図 】



イ 充電ポストの取扱いに関する事項

充電ポストは、コネクタ及び充電用ケーブルを収納する付属物であり、出火の危険性が低いと想定されるため、急速充電設備本体では規制対象となっている、以下の規定について、充電ポストには適用しないこととする。

(ア) 筐体を不燃性の金属材料で造らなければならないこと。

(イ) 屋外に設けるものにあつては、建築物から三メートル以上の距離を保つこと。

ウ 緊急停止装置について

急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設けなければならないこととする。

エ 蓄電池について

停電時等に設備の安全装置を維持するなど、主として保安のために設ける蓄電池については、急速充電設備に内蔵される蓄電池について講じなければならないとされている、安全対策に関する規定を適用しないこととする。また、分離型の急速充電設備にあつては、充電ポスト部分に主として保安のために設ける蓄電池以外の蓄電池を内蔵してはならないこととする。

オ 所要の規定の整備について

その他、所要の規定の整備を行う。

(2) 喫煙等に関する標識及び図記号の規定について

ア 標識について

火災予防条例では、劇場や映画館等の舞台又は客席部分、大規模な百貨店や展示場等の売場又は展示部分は「禁煙」及び「火気厳禁」となっている。そのうち「禁煙」については、同建物内の他の部分も含め全館禁煙とするか、他の部分に安全対策を講じた専用の喫煙室を設置する等して、建物内の一部分で喫煙できることとするかを当該建物の関係者が選択できることとなっており、一部分で喫煙できることを選択する場合は、当該箇所に「喫煙所」の標識を設置する必要がある。

また、健康増進法(平成14年法律第103号)が受動喫煙防止の観点から改正され、多数の者が利用する施設等については、一定の場所を除き喫煙が禁止され、建物内に喫煙場所を設ける場合は、喫煙場所に喫煙専用室等である旨の標識を設置することが必要となった。

このことから異なる法令等により内容が重複する規定が発生するため、火災予防条例で規定する「喫煙所」の標識について、健康増進法に規定する喫煙専用室等である旨の標識が設置されている場合は設置を要しないこととする。

イ 図記号について

「禁煙」、「火気厳禁」、「喫煙所」の標識と併せて、図記号を設けるときは火災予防条例で規定する図記号を設けなければならないとしていたが、国際標準化機構(ISO)規格、又は、日本産業規格(JIS)に適合するものとする。

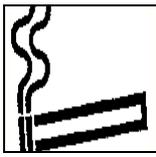
「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて図記号を設ける場合にあつては、国際標準化機構（ISO）規格第 7010 号又は日本産業規格（JIS）Z8210 に適合するもの、「喫煙所」と表示した標識と併せて図記号を設ける場合にあつては、国際標準化機構（ISO）規格第 7001 号又は日本産業規格（JIS）Z8210 に適合するものとしなければならないこととする。

【標識と図記号に係る火災予防条例と健康増進法の比較】

●は要設置、△は任意で設置、—は該当なし

区 分		禁煙	火気厳禁	喫煙所
火災予防条例	標識	●	●	●
	図記号	△	△	△
健康増進法	標識	△	—	●
	図記号	△	—	△

【 図記号 】

禁煙（改正前）	火気厳禁（改正前）	喫煙所（改正前）
 火災予防条例	 火災予防条例	 火災予防条例
↓	↓	↓
禁煙（改正後） 下記のいずれか	火気厳禁（改正後） 下記のいずれか	喫煙所（改正後） 下記のいずれか
 ISO 第 7010 号	 ISO 第 7010 号	 ISO 第 7001 号
 JIS Z8210 禁煙	 JIS Z8210 火気厳禁	 JIS Z8210 喫煙所

(3) 施行日

令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

大磯町火災予防条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。</p> <p>ア <u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの</u></p> <p>イ <u>分離型のものにあつては、充電ポスト</u></p> <p>(2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、<u>分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。</u></p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) <u>コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</u></p>	<p>目次 省略</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等</p> <p>第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準</p> <p>第3条～第11条 省略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう。以下同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長（消防署長）が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</u></p> <p>(2) その筐体は、不燃性の金属材料で造ること。</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p>

改正案	現行
<p>(7) <u>コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。</u></p> <p>(12) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。</u> ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) 省略</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）について次に掲げる措置を講ずること。</u> ア～エ 省略</p> <p>(17) <u>急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。</u></p> <p>(18) 省略</p> <p>(19) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第12条～第15条 省略 (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第17条～第17条の3 省略 第2節 省略 第3節 火の使用に関する制限等</p>	<p>(7) <u>急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。</u></p> <p>(8)～(10) 省略</p> <p>(11) <u>急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。</u></p> <p>(12) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u></p> <p>(13) <u>コネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。</u>ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。</p> <p>(14)・(15) 省略</p> <p>(16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u></p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(17) 省略</p> <p>(18) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第12条～第15条 省略 (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格（産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。）に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第17条～第17条の3 省略 第2節 省略 第3節 火の使用に関する制限等</p>

改正案	現行
<p>(喫煙等) 第23条 省略 2 省略</p> <p>3 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない。）</p> <p>4 <u>第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。</u></p> <p>5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 省略 第24条～第28条 省略 第4節 省略 第3章の2～第7章 省略</p>	<p>(喫煙等) 第23条 省略 2 省略 3 <u>前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。</u></p> <p>4 第1項の消防長が指定する場所（同項第3号に掲げる場所を除く。）を有する防火対象物の関係者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 省略 (2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置（併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。）</p> <p>5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下（通行の用に供しない部分を除く。）以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。</p> <p>6・7 省略 第24条～第28条 省略 第4節 省略 第3章の2～第7章 省略</p>

改正案	現行												
<p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の大磯町火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。</u></p> <p>3 <u>新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 <u>この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1～別表第6 省略 別表第7 削除</p> <p>別表第8 省略</p>	<p>別表第1～別表第6 省略 別表第7（第23条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1131 997 2105 1300"> <thead> <tr> <th>表示の種類</th> <th>図記号</th> <th>色</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁煙である旨の表示</td> <td></td> <td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td>火気厳禁である旨の表示</td> <td></td> <td>記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白</td> </tr> <tr> <td>喫煙所である旨の表示</td> <td></td> <td>記号は黒、地は白</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第8 省略</p>	表示の種類	図記号	色	禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白	喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白
表示の種類	図記号	色											
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白											
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白											